

長崎市選挙管理委員会規程第2号

長崎市選挙管理委員会事務局職員人事評価実施規程を次のように定める。

令和8年9月1日

長崎市選挙管理委員会

委員長 國 弘 達 夫

長崎市選挙管理委員会事務局職員人事評価実施規程

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第23条の2第2項の規定に基づき、職員の人事評価の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 長崎市選挙管理委員会事務局職員の人事評価の実施については、長崎市職員人事評価実施規程（令和2年長崎市訓令第11号。以下「規程」という。）（第1条、第4条、第5条、第15条及び第16条を除く。）を準用する。この場合において、第2条第5号中「市長」とあるのは「選挙管理委員会」と、第3条中「市長の事務部局」とあるのは「選挙管理委員会事務局」と、「市長が」とあるのは「選挙管理委員会が」と、第8条第2項中「市長」とあるのは「選挙管理委員会」と、第13条中「総務部人事課」とあるのは「市長」と、第17条中「市長」とあるのは「選挙管理委員会」と、別表定年前再任用短時間勤務以外の職員1の項中「部長」とあるのは「事務局長」と読み替えるものとする。

(評価者)

第3条 この規程による人事評価の対象となる職員（事務局長及び事務長

を除く。)は事務長を1次評価者とし、事務局長を2次評価者とする。

2 前項の規定にかかわらず、事務局長は市長の職務を代理する第1順位の副市長を評価者とする。

3 前2項の規定にかかわらず、事務長は事務局長を1次評価者とし、市長の職務を代理する第1順位の副市長を2次評価者とする。

4 被評価者が主任又は係員であるときは、評価補助者を置くものとし、当該被評価者の直近の係長を充てる。

5 第1項の規定にかかわらず、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の評価者については、1次評価者のみとする。

(評価者研修の実施)

第4条 事務局長は、評価者に対し、評価能力向上のために市長が実施する必要な研修を受けさせるものとする。

(苦情への対応)

第5条 第2条の規定により準用する規程第11条第3項の規定に基づき開示された人事評価の結果に関する職員の苦情、相談等へ対応するため、苦情相談及び苦情処理の手続を設けるものとする。

2 苦情相談及び苦情処理の手続については、市長へ委任する。

3 事務局長は、職員が苦情の申出をしたことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

(連絡調整会議の設置)

第6条 人事評価制度の円滑な運用又は公務能率の向上のために必要な連絡調整を行うため、連絡調整会議を設置する。

2 連絡調整会議の設置については、市長へ委任する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際、既に実施された人事評価については、この規程により実施されたものとみなす。